

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険資格・給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、国民健康保険資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

## 評価実施機関名

玄海町長

## 公表日

令和5年8月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や減額・限度額適用認定証等各種証の交付、レセプトのチェック・管理、保険給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①被保険者資格の管理事務②保険給付の支給事務
③システムの名称	国民健康保険システム、国保都道府県集約システム、統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、120の項)  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二 42,43,44の項 ・番号法第25条第2項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・ほけん課
②所属長の役職名	こども・ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月14日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月14日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 42・43・44	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条	事前	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 総合宛名システム 中間サーバー	国民健康保険システム 国保都道府県集約システム 総合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年10月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	保健介護課 保健介護課長	健康福祉課 健康福祉課長	事前	
令和2年1月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 国保都道府県集約システム 総合宛名システム 中間サーバー	国民健康保険システム 国保都道府県集約システム 総合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年1月24日	I 関連情報 1. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	<オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年8月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	事後	
令和3年7月14日	I 関連情報情報提供 4ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第7号)第25条、第26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、120の項) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二 42.43.44の項 ・番号法第25条第2項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年10月25日	I 3. 個人番号の利用	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年10月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	I 関連情報 4. ②法令上の 根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二 42.43.44 の項 ・番号法第25条第2項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的・情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項 別表第二 42.43.44 の項 ・番号法第25条第2項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的・情 報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律第2 条第2項	事前	
令和5年7月14日	I 関連情報 5評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の 役職名	健康福祉課 健康福祉課長	こども・ほけん課 こども・ほけん課長	事後	
令和5年7月5日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町 大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦 郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52- 2159	事後	
令和5年7月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和4年8月31日時点	令和5年7月14日時点	事前	
令和5年7月14日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計 数か	令和4年8月31日時点	令和5年7月14日時点	事前	